○文部科学省告示第百五十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要無形文化財について、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として追加認定したので、同条第五項において準用する同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月二十三日

文部科学大臣　下村　博文

上欄	下欄			
重要無形文化財	保持者			
名称	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
芸能の部				
能シテ方	梅若　善政	梅若　玄祥	昭和二十三年二月十六日	東京都中野区東中野二―六―一四
古典落語	郡山　剛藏	柳家小三治	昭和十四年十二月十七日	東京都新宿区高田馬場四―五―六
工芸技術の部				
彫金	山本　晃		昭和十九年五月二十七日	山口県光市中央二―七―一二
木工芸	須田　賢司		昭和二十九年六月二十七日	群馬県甘楽郡甘楽町大字国峰一六五四―一

○文部科学省告示第百五十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる文化財の保存技術を選定保存技術に選定し、同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として認定したので、同条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月二十三日

文部科学大臣　下村　博文

上欄	下欄			
文化財の保存技術	保持者			
有形文化財等関係				
名称	氏名	雅号	生年月日	住所
檜皮採取	大野　浩二		昭和四十年六月七日	兵庫県丹波市山南町上滝八五五
錺金具製作	森本安之助	四代目森本安之助	昭和三十七年四月六日	京都府京都市下京区楊梅通西洞院東入ル八百屋町五九
無形文化財等関係				
名称	氏名	雅号	生年月日	住所
雅楽弦楽器（和琴・箏）製作修理	小川眞紀夫		昭和二十八年三月十八日	東京都文京区本駒込一―二五―二一

○文部科学省告示第百五十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第四項において準用する同法第七十一条第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる選定保存技術について、同表の下欄に掲げる者を当該選定保存技術の保持者として追加認定したので、同法第百四十七条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月二十三日

文部科学大臣　下村　博文

上欄	下欄			
選定保存技術	保持者			
有形文化財等関係				
名称	氏名	雅号	生年月日	住所
建造物彩色	馬場　良治		昭和二十四年六月十三日	山口県宇部市大字棚井小字地神八四
美術工芸品保存桐箱製作	大坂　重雄		昭和二十三年十月十一日	東京都新宿区原町一―二―五〇一
無形文化財等関係				
名称	氏名	雅号	生年月日	住所
漆刷毛製作	田中　信行		昭和二十五年五月八日	東京都江東区亀戸五―一六―一六

○文部科学省告示第百六十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十七条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる文化財の保存技術を選定保存技術に選定し、同表の下欄に掲げる団体を当該選定保存技術の保存団体として認定したので、同条第四項において準用する同法第七十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月二十三日

文部科学大臣　下村　博文

上欄	下欄		
文化財の保存技術	保存団体		
有形文化財等関係及び無形文化財等関係			
名称	団体の名称	代表者	事務所の所在地
木炭製造	伝統工芸木炭生産技術保存会	代表 坪内　哲也	岡山県岡山市北区柳町二―一
縁付金箔製造	金沢金箔伝統技術保存会	会長 松村　謙一	石川県金沢市福久町ロ一七二 石川県箔商工業協同組合事務局